

# 企画競争説明書

業務名称： ブータン国第二次賃耕のための農業機械整備計画準備調査

案件番号： 19a00073

## 【内容構成】

- 第 1 企画競争の手続き
- 第 2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第 3 特記仕様書案
- 第 4 業務実施上の条件

2019年6月5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年6月5日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ブータン国第二次賃耕のための農業機械整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年7月 ～ 2020年3月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第2課 木戸 正巳

Masami.Kido@jica.go.jp 注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例：特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁

統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年6月12日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年6月17日（月）までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年6月21日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
( URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
該当なし
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
該当なし
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) 現地通貨=1.096310 円
    - b) US\$ 1 =109.386000 円
    - c) EUR 1 =122.104000 円

- 5) その他留意事項  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／農業機械作業受託サービス計画/運営維持管理計画
  - b) 機材計画／調達計画／積算
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約4. 18M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点  
本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2. 00点
5%以上 10%未満	1. 75点
10%以上 15%未満	1. 50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1. 00点
30%以上 40%未満	0. 75点
40%以上 50%未満	0. 50点

50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年7月16日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）

に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業機械整備に係る SV/BD/DD/OD

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／農業機械作業受託サービス計画／運営維持管理計画
- 機材計画／調達計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者／農業機械作業受託サービス計画／運営維持管理計画】

- a) 類似業務経験の分野：農業機械の導入及び運営維持等に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ブータン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

#### 【業務従事者：担当分野 機材計画／調達計画／積算】

- a) 類似業務経験の分野：機材計画及び調達計画並びに積算に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ブータン国及び全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用

関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

### 【オプション1】

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60)	
	(40)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／農業機械作業受託サービス計画／運営維持管理計画	(40)	( )
ア) 類似業務の経験	16	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	8	
オ) その他学位、資格等	6	
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	( )	( )
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	( )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画／調達計画／積算</b>	(20)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	

### 第3 特記仕様書案

#### 1. プロジェクトの背景

ブータン王国（以下、「ブータン」という。）において、農業はGDPの約15.2%（2017年）を占め、総人口の57.2%（2017年）が従事する基幹産業である。しかしながら、国の大部分が険しい山岳地帯のため農家一戸当たりの平均経営面積は約0.9haと小規模で、主食であるコメの生産性は3.4トン/haと生産効率も悪い。そのためコメの自給率は50.3%（2017年）に留まっている。一方で若年人口の都市部への流出により、農村部の労働力不足や高齢化が深刻化している。

このような状況下で、食料自給率を改善し、農家の所得向上を図るため、ブータン政府は1984年に「農業機械化政策」を策定し、農業機械化を進めてきているが、機械による耕耘面積は政府目標の50%以下に留まっている。また、当国の「第11次5か年国家開発計画」（2013年 - 2018年）では、「持続可能で公平な社会経済開発」の中で、穀物自給率の向上を掲げていたが未達成となっている。そのため現在策定中である「第12次5か年国家開発計画」では「食糧の安全保障」と「栄養と生活の改善」を農業林業省における主要戦略として位置づけつつ、その中で農業機械化を農業省における優先事項として掲げている。

我が国は農業林業省農業局農業機械化センター（AMC）との技術協力「農業機械化プロジェクト」及び「農業機械化プロジェクトフェーズ2」を通じ、同センターが農家に提供する、耕耘作業等の農業機械を用いた農作業の請負サービス（農業機械作業受託サービス）の実施体制及び維持管理体制の整備とその普及を支援した。その結果、機械修理工場の技術者の技術力、部品在庫管理や製造の能力も大幅に向上したとともに、職員が自ら計画を作り、実行に移せる段階にまで達した。更に2016年度無償資金協力「賃耕のための農業機械整備計画（以下、「前事業」という。）」（本案件のフェーズ1であり、2.50億円を供与）により353台の耕耘機を整備した。現在、AMCから独立した農業機械化公社（FMCL）がこれら協力の成果を活用し、農家に対し農業機械サービスを提供している。

しかしながら、上述の通り当国における農業機械化は限定的であり、国家目標であるコメを含めた穀物自給率の向上を達成するためには、更なる農業機械の普及を通じた生産性の向上が求められる。FMCLの耕耘機等の整備を通じ農家の農業機械へのアクセス改善を図る「第二次賃耕のための農業機械整備計画」（以下、「本事業」という。）は、農業セクターの重要事業と位置づけられる。

#### 2. プロジェクトの概要

##### （1）事業の目的

本事業は、ブータン全土において農業機械サービスに必要な農業機械の整備を通じ、農家の農業機械へのアクセスの改善及び農業生産性の向上を図り、もってブータンの食糧安全保障の改善に寄与するもの。

##### （2）事業内容

1）機材等の内容：以下のとおり。協力準備調査で詳細確認する。

【機材】耕耘機400台等、アタッチメント、スペアパーツ

2）コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：協力準備調査にて確認する。

3）調達方法：協力準備調査にて確認する。

4)他のJICA事業との連携:技術協力「農業機械化強化プロジェクト(フェーズ2)」(2014年～2018年)で取り組んだ農業機械作業受託サービス・モデルの適用を図る。

### (3) 対象地域

本事業では、ブータン国の食糧生産性向上のために、調査結果に応じて耕耘機含む他の農業機械導入も検討することから、とりわけそのポテンシャルが高いとされる南部3県(サルパン県、チラン県、ダガナ県)を予定。

### (4) 関係官庁・機関

農業林業省農業局農業機械化センター(Agricultural Machinery Center, Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Forests; AMC)及び農業機械化公社(Farm Machinery Corporation Limited; FMCL)。

双方の主管官庁は農業林業省であり、AMCが農業機械の運用に係る戦略策定、FMCLがその実施を担う。

### (5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

無償資金協力「賃耕のための農業機械整備計画」

技術協力プロジェクト「農業機械化強化プロジェクトフェーズ2」

## 3. 業務の目的

ブータン政府から我が国政府に対して要請された無償資金協力に関し、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本調査は、ブータンから要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがブータン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を

策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時JICAと協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 耕耘機の活用体制

技術協力プロジェクト「農業機械強化プロジェクトフェーズ2<sup>1</sup>」(2014年～2018年)の実施をとおして支援したFMCLの運営体制が維持され、今回整備する耕耘機を含め、FMCLが所有している機械を問題なく活用可能な体制が整っているか、確認する。加えて、過去に実施された無償資金協力及び前事業において整備した耕耘機の活用・管理状況、並びに稼働状況を確認する。

なお、ブータン政府に対しては、1984年から2015年までに25回にわたり、貧困農民支援(2KR)により3000台を超える耕耘機が整備されており、AMC及び支所(RAMC)を通じて農家に売却され、活用されてきた。2016年には前事業により整備された耕耘機353台を用いて、AMCから独立したFMCLが農家に対する「農業機械作業受託サービス」を実施している。

(4) ブータン政府の展開計画

FMCLは今後5年間で農業機械を用いて耕作する農地面積(26,879エーカー)を下表のとおり計画しており、その達成見込みや計画の妥当性を確認する。

Table 33: FMCL's targets in the coming Five Year Plan (tentative)

Farm Machinery	Annual operating days	No of FM	Field capacity (ac/day)	2019	2020	2021	2022	2023
Power tiller	70	93	0.8	2604	2864	3021	3125	3125
Tractor (50HP)	70	3	2.4	252	277	292	302	302
Tractor (34HP)	70	30	2.0	2100	2310	2436	2520	2520
Tractor (18HP)	70	40	1.5	2016	2218	2339	2419	2419
Transplanter	20	28	2.4	672	739	780	806	806
Reaper	20	99	2.4	2376	2614	2756	2851	2851
Thresher	20	28	1.0	280	308	325	336	336
Combine	50	15	2.4	900	990	1044	1080	1080
<b>CHS Sub total</b>				<b>11200</b>	<b>12320</b>	<b>12993</b>	<b>13439</b>	<b>13439</b>
Machine utilization efficiency (considering back-up)				0.50	0.55	0.58	0.60	0.60
<b>Geog Power tiller</b>	70	800	0.8	<b>8960</b>	<b>10752</b>	<b>12096</b>	<b>13440</b>	<b>13440</b>
Machine utilization efficiency (considering back-up)				0.20	0.24	0.27	0.30	0.30
<b>Ground Total</b>				<b>20160</b>	<b>23072</b>	<b>25089</b>	<b>26879</b>	<b>26879</b>

※FM: Farm Machinery、CHS: Central Hireing Services、Geog:行政区画単位の一つ

(引用: AMC及びRAMC提供資料)

<sup>1</sup> 農業機械強化プロジェクトフェーズ2: 作付けカレンダーを基にした農業機械作業受託サービスの詳細計画手法、機械状態の検査方法、現場作業の標準手順などを作成し、地方支部がそれらを実践することで現場における業務効率と質の改善を図ってきた。その結果、機械修理工場の技術者の技術力、部品在庫管理や製造の能力も大幅に向上し、FMCLの職員が自ら計画を作り、実行に移せる段階にまで達した。

## (5) 環境社会配慮

本件は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、カテゴリーCとなっているため、JICAガイドラインに合わせたチェックリスト等の資料作成は不要であるが、周辺環境への影響が予見される場合は最小限となるよう留意する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、先方政府への依頼事項、無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ブータンにおける農業機械化の現状と課題を調査し、ブータン政府の取組方針を確認したうえで、本プロジェクトの意義・役割を明確にする。
- 2) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 既存の作業受託サービス提供の現況およびそのサービスを通じた農業機械の活用状況等を確認するとともに、今後の展開計画についても確認する。またサービスに使われている農業機械の整備、スペアパーツの入手の状況を確認する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である農林省及びFMCLの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

なお、現地調査については南部3県（サルパン県、チラン県、ダガナ県）を予定する。

### (5) 適切な整備台数・仕様等の確認

ブータン政府は第11次5か年国家開発計画における農業機械化計画の中で、農業機械作業受託サービスに必要な新規の耕耘機数を1,450台とし、2014年に同数の耕耘機を要請した。前事業においては、要請の1,450台のうち、政府関係機関のニーズ情報をもとに、機械の作業効率及び先方の運営能力を勘案して、導入対象地域における適切な台数を353台と算出した。今回の要請400台についても、先方の運営能力や維持管理能力を踏まえつつ、無償資金協力として適切な台数を算出する必要がある。また、1,450台という先方の要請台数に関する、必要性・妥当性についても、改めて確認する。機材の種類やグレード、仕様についても、前事業実施時の情報も参考としつつ、ニーズや現地の稼働条件、維持管理のしやすさ、等を十分に考慮の上で設

定する。

(6) サイト状況（自然条件等）調査

実際に耕耘機を使用する圃場について、農業機械を利用できる条件（土性、傾斜、一筆面積等）を確認する。

具体的な調査項目については、コンサルタントがプロポーザルにて提案することとする。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

機材のグレードの設定や調達方法、調達後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。

2) 基本計画（機材計画）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお機材計画に関しては、必要と認められる資機材についての技術レベル、保守・管理技術サービスの難易度、スペアパーツ・消耗品の入手の難易度、そのための費用負担等を十分検討し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。また、ブータン側は長年の2KR及び無償資金協力の経験から、日本製の耕耘機への強い要望がある点にも留意する。

3) 調達計画

以下について計画を策定する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達区分
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導等計画
- ・ 実施工程

(8) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（耕運機の国内輸送、各郡での保管場所の整備、免税等）の確認とその実施プロセス、各手続における関係省庁を明確にする。併せて、先方政府とJICAが文書により合意すべき事項についてJICAに提言する。

(9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税



等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、実施機関負担または事後還付等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICAブータン事務所と協議し、JICAブータン事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICAブータン事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、成果品として提出する。

#### (10) 運営・維持管理計画

保守、修理を含めプロジェクト実施後の運営・維持管理の体制、方法(組織、人員、予算、技術等)について、毎年必要な運營業務及び点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合、その確保・養成計画を整理に含める。なお、ブータン側が負担すべき運営・維持管理費や追加の人員配置等については、出来る限り早い段階で試算し、先方に提示した上で確実な負担体制を確保できるよう入念な検討及び協議を行うこと。

#### (11) 機材調達の概略費の算定

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材の仕様および積算の精度については、入札に対応できる精度で取りまとめる。

##### ① 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの機材編を参照する。

##### ② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### (12) 機材調達実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、本体事業では詳細設計は行わず、速やかに入札を実施することを想定している。

#### (13) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に

想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネント等での対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

##### 1) 定量的効果

本事業実施後に見込むことができる定量的効果について、確認する。

指標名	基準値 (2018年実績値)	目標値 (20XX年) 【事業完成X年後】
賃耕サービス利用農家数 (戸)	5,949 ※1	協力準備調査にて確認
賃耕サービスによる耕作面積 (ha)	3,782 ※1	
対象作物の収量 ※2	コメ 84,699トン メイズ 75,717トン	

※1 2018年7月から12月の間のFMCL 耕耘実績 (9,345 エーカー) (出典: FMCL 資料)。

※2 2017年の全国値 (出典: 第11次五か年国家開発計画最終報告書)。適切な基準値は協力準備調査で確認する。

##### 2) 定性的効果

農作業の効率化、食糧安全保障の改善、栄養改善

#### (15) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

#### (16) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をブータン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (17) 準備調査報告書等の作成

ブータン政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書の初版

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。特に記載の無い報告書についても、必要に応じてソフトコピー(電子データ)の提出を行うものとする。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 5 部  
: 英文 10 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 5 部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文 5 部  
: 英文 10 部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 2 部
- (6) 概要資料 : 和文 1 部及びCD-R 1 枚
- (7) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 6 部及びCD-R 1 枚  
: 英文(製本版) 10 部及びCD-R 3 枚  
: 和文(簡易製本版) 2 部及びCD-R 1 枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)
- (9) 機材仕様書(案) : 和文 5 部  
: 英文 5 部
- (10) 進捗報告書の初版 : 和文 5 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」の機材編を(2017年7月)、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2019年7月下旬より国内準備を開始し、2019年8月上旬より第一回現地調査を行う。その後国内解析（積算審査に係る期間を含む。）を実施し、2019年11月中旬に第二回現地調査（準備調査報告書（案）の説明）、2019年12月下旬までに概要資料、2020年2月中旬までに準備調査報告書を作成・提出することを想定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）調査人月：約4.18M/M

（2）業務従事者の構成（案）

1）総括／農業機械作業受託サービス計画／運営維持管理計画（3号）

2）機材計画／調達計画／積算（3号）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

### 3. 配布資料

- ・無償資金協力要請書
- ・過去の無償資金協力「賃耕のための農業機械整備計画準備調査」に関する報告書は以下リンクより閲覧が可能。

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1660310/reports.html>

- ・技術協力プロジェクト「農業機械化強化プロジェクトフェーズ2」に関する報告書配布を希望する場合は、農村開発部 農業・農村開発第二グループ代表アドレス ([rdga2@jica.go.jp](mailto:rdga2@jica.go.jp)) まで連絡すること。

### 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）第一回現地調査

1）団員構成：総括  
計画管理

2）調査行程：約10日間

3）目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

（2）第二回現地調査（報告書案説明）

1）団員構成：総括  
計画管理

2）調査行程：約6日間

3）目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ブータン事務所、在ブータン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

### (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上